

京都市会事務局職員の標準的な職を定める規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市会議長 津田 大三

京都市会規程第1号

京都市会事務局職員の標準的な職を定める規程

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 制 上 の 段 階		標準的な職
1	事務局長が属する職制上の段階	局 長
2	次長が属する職制上の段階	部 長
3	課長及び広報担当課長が属する職制上の段階	課 長
4	課長補佐及び担当課長補佐が属する職制上の段階	課 長 補 佐
5	庶務係長、議事係長、委員会係長、調査係長、法制係長、広報係長及び担当係長が属する職制上の段階	係 長
6	主任が属する職制上の段階	主 任
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係 員

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)